枚方市障害者計画（第５次）　【概要版】
枚方市障害福祉計画（第８期）枚方市障害児福祉計画（第４期）

■計画の背景と趣旨

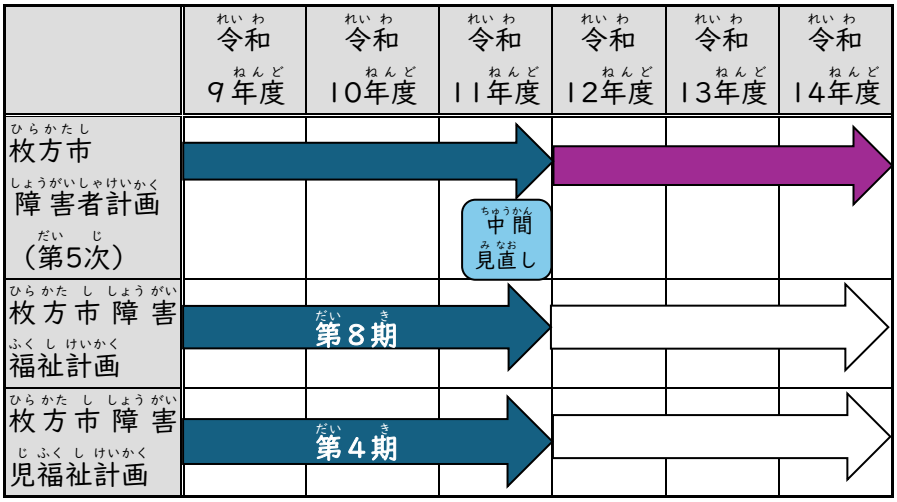
障害者を取り巻く様々な社会状況の変化や国の法体系の変化、今後の法改正の内容、障害者の多様なニーズなどに対応した施策の展開・充実のため、「枚方市障害者計画（第5次）」、及び「障害福祉計画（第8期）」・「障害児福祉計画（第4期）」を策定いたします。

■計画の位置づけ

国や大阪府の計画内容、及び今後の動向を踏まえるとともに、市政の基本方針を示す「枚方市総合計画」、「枚方市地域福祉計画」を上位計画とし、他の福祉に係る計画をはじめとした、障害者等の福祉に関する事項を定める個別の行政計画とも整合性を図っています。

■計画期間

枚方市障害者計画（第5次）の計画期間については、令和9年度から令和14年度までの6年間、枚方市障害福祉計画（第８期）、枚方市障害児福祉計画（第４期）は令和９年度から令和11年度までの３年間とします。



■基本理念

●障害のある人が、障害のない人と同じように、地域のなかで自立して生活できるようにします。
●障害のある人が、市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できるようにします。

本市では、国の「第5次障害者基本計画」の基本理念である「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」を踏まえ、障害のあるなしに関わらず、すべての人が個人として基本的人権を尊重され、地域社会の中で自己決定に基づき、その人らしく生活できる社会を目ざして、基本理念を定めています。

■障害者計画（第５次）の施策体系

基本目標	基本方向	施策
第１節 市民啓発及び地域との交流の推進	１　多様な啓発の推進	（１）人権・人命の尊重
		（２）虐待や差別の防止
		（３）合理的配慮※１
	２　地域との交流	（１）地域福祉活動
		（２）地域交流の推進と居場所づくり
第２節 障害者（児）が安心できるまちづくり	１　公共施設の整備等	（１）バリアフリーの整備
	２　保育・療育・教育の充実	（１）保育・療育・教育の充実
		（２）インクルーシブ教育・保育の推進
	３　災害対策	（１）自然災害（避難行動要支援者対策）
第３節 安心して生活できるサービスの確保と提供	１　地域生活への支援	（１）福祉サービス提供体制の充実と質の向上
		（２）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
	２　緊急時の対応	（１）障害ニーズに応じた対応
	３　保健・医療との連携	（１）保健・医療との連携
第４節 自分らしい生き方を見つける・選ぶ	１　就労に向けた支援	（１）就労に向けた支援
		（２）就労に関する相談支援
		（３）工賃向上に向けた支援
	２　社会参加と多様な学習への支援	（１）生涯学習の推進
		（２）文化・芸術活動への支援
		（３）スポーツ・レクリエーション活動への支援
第５節 身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供	１　相談・支援体制の充実	（１）相談・支援体制の充実ときめ細やかな情報提供
	２　関係機関との連携による支援の充実	（１）関係機関との連携による支援の充実

合理的配慮※１

令和７年６月に施行された「手話に関する施策の推進に関する法律」に基づいた取組を含む

■枚方市障害福祉計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）のポイント

●枚方市障害福祉計画（第8期）

① 施設入所者の地域生活への移行

成果目標	目標数値	設定方法
施設入所者の地域移行者数	１１人	令和7年度末時点の施設入所者から設定
施設入所者の削減	６人	令和7年度末時点の施設入所者から設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標	目標数値	設定方法
精神病床からの退院後１年以内の地域における平均生活日数	324.0日以上	入院後１年以内に退院した者を対象に算定
令和１１年6月末時点の精神病床における１年以上の長期入院患者数	180人	令和７年６月末時点の実績をもとに府算定数値を下限に設定

③ 福祉施設から一般就労へ向けての取組

成果目標	目標数値	設定方法
福祉施設から一般就労への移行数	166人	令和６年度の一般就労への移行実績から設定
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行数	95人	令和６年度の一般就労への移行実績から設定
就労定着支援事業の利用者数	152人	令和6年度実績を踏まえ設定
就労継続支援（Ｂ型）事業所における平均工賃額	29,000円	令和7年度の工賃実績に基づき設定

④ 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等について、相談支援センターとの協力を中心とした面的整備の機能を充実させ、年１回以上の検証・検討を行います。「親なき後」を見据え、障害福祉サービスを利用しながらのひとり暮らしを体験する場として障害者居室体験事業を推進し、地域での自立生活を支えます。

⑤ 相談支援体制の充実・強化

基幹相談支援センターの機能を強化し、指定相談支援事業所を含めた効果的な体制の構築に努め、令和１１年度末までに「のぞまないセルフプラン※2」の件数が ０件となるよう目指します。

⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

事業者に対する指導監査の適正な実施、指定・指導業務に関する調整会議等によりサービスの質向上を図ります。また、不正請求の未然防止等の観点から、報酬の審査体制の強化の取組、指導権限を有するものとの協力連携、指導監査等の適正な実施等に努めます。

●枚方市障害児福祉計画（第４期）

① 重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

ひらかた子ども発達支援センターを本市における発達上支援が必要な児童のための拠点とし、重層的な地域支援体制の充実、及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

サービス提供日数を週５日とし、対象児童全員が少なくとも週１日は通所可能な児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場及びコーディネーターの設置

枚方市医療的ケア児等支援連絡会議を設置するとともに、コーディネーターを配置しています。また、法改正に伴い対象拡大となった方を含む、医療的ケアが必要な方々に対して、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援を行います。

④ 障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

令和１１年度末までに、のぞまないセルフプラン※2の件数が0件となるよう支援の提供体制を構築します。また、子ども発達支援センターを中心とする保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携した伴走的な相談支援体制の確保に努めます。

のぞまないセルフプラン※2
身近な地域に指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者がない場合にやむを得ず作成されるサービス等利用計画のこと

●障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

計画において設定された目標達成に向け、以下の福祉サービスの利用見込み等について記載しています。

① 自立支援給付の利用見込みと整備の方向
② 地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向
③ 障害児支援サービスの利用見込みと整備の方向
④ 障害児の子ども・子育て支援等の利用

■計画の推進体制及び進行管理

●本計画の推進にあたっては、枚方市が主体となり、国、府等の行政機関との連携を図るとともに、広く市民や関係団体等の協力を得ながら、それぞれの役割に応じて、一体となって対応します。

●計画の進行管理は、枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会によって計画の進捗状況の管理と評価を行うとともに PDCA サイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））により、進捗状況の管理、評価を行い、計画の適正な進行管理を図ります。